

入院総合保障特約(87) 無配当



♥ 特長

病気やケガによる入院・手術を保障します。

病気やケガによる5日以上継続入院や手術を保障します。

- 入院開始日から4日間は入院給付金のお支払いの対象となりません。

1回の入院あたり120日を保障します。

入院給付金のお支払い限度となる入院日数は、1回の入院あたり120日です。また、通算のお支払い限度となる日数は、災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金*のそれぞれについて700日となります。

- *手術給付金は給付倍率を日数に換算します。
- いずれかの給付金のお支払いが通算のお支払い限度に達した場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。

骨髄ドナーの方もサポートします。

骨髄幹細胞などを移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術などを受けたときは、入院給付金日額の20倍の手術給付金をお支払いします。

- 骨髄幹細胞採取手術などに関する保障が開始するまでには、特約の責任開始期からその日を含めて1年の待ち期間があります。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられ、主契約の保険料のお払い込みが免除されたときは、この特約の以後の保険料もお払い込みが不要になります。

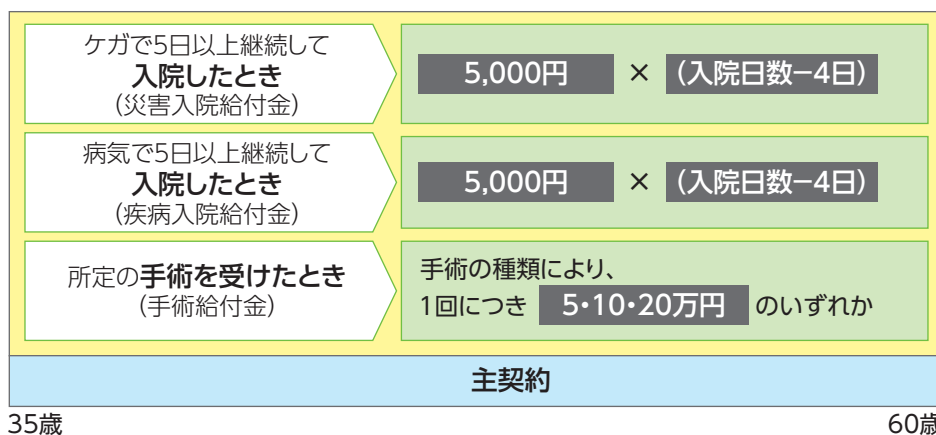
📄 仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 入院給付金日額：5,000円
- 保険期間：60歳満了
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別毎月払特約保険料*

男性：1,400円
女性：1,470円

*特約単独でのご加入はできませんので、この他に主契約の保険料が必要となります。





給付金のお支払い事由 (詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする給付金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
災害入院給付金	不慮の事故による傷害でその事故の日から180日以内に入院し、その入院が5日以上継続したとき	入院給付金日額×(入院日数-4日)	主契約の被保険者 (保険契約者と主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は保険契約者)
疾病入院給付金	病気ですら5日以上継続して入院したとき	入院給付金日額×(入院日数-4日)	
手術給付金	病気や不慮の事故による傷害で所定の手術を受けたとき 組織の機能に障害がある方に骨髄幹細胞を移植することを目的に、この特約の責任開始期から1年経過後に骨髄幹細胞採取手術*を受けたとき	手術の種類に応じて、入院給付金日額×10・20・40のいずれか (骨髄幹細胞採取手術は、入院給付金日額×20)	

*末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。ただし、自家移植の場合を除きます。



ご契約に際して

契約年齢の範囲

- ◆3歳～79歳
(保険料払込方法が一時払の場合は3歳～75歳)
- お選びいただける保険期間・保険料払込期間は、主契約の保険期間・保険料払込期間の範囲内となります。

保険料払込方法

- ◆特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります。

自動更新

- ◆保険期間が同一の平準定期保険・平準定期保険(喫煙リスク区分型)・無解約返戻金型平準定期保険に付加している場合、保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしでご契約を自動的に更新できます。
- 被保険者が80歳(保険料払込免除特約を付加している場合は70歳)になるまで更新できます。
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。
- 保険料の払込期間が保険期間よりも短い場合は、自動更新いたしません。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、**クーリング・オフ**(お申し込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意ください情報に記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**特約**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもございますのでご覧ください。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご本人確認について

保険契約申込時、契約内容変更時、保険金・給付金請求時などの手続の際に、ご契約者または被保険者などに、運転免許証やパスポートなどの本人を確定し得る書類の提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。